様式第６号（第２条関係）

第　　号

是正措置命令書

年　　月　　日

住　所

殿

福岡県公安委員会　　印

次の理由により、自動車の安全な運転が確保されていないと認めますので、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成１３年法律第５７号）第１９条第１項の規定により読み替えて適用される道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第７４条の３第８項の規定に基づき、是正のために必要な措置をとるべきことを命じます。

理　　由	
是正のために必要な措置	

（教示）

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に福岡県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

（Ａ４）